令和4年仙審第33号

裁 貨物船A乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A二等航海士

海技免許 四級海技士(航海)

本件について、当海難審判所は、理事官高橋政章出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主

受審人aの四級海技士(航海)の業務を1か月停止する。

理由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所令和4年1月14日02時09分半僅か過ぎ岩手県広田埼南方
- 2 船舶の要目

船 種 船 名 貨物船A

総トン数 499トン

全 長 74.71メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 カ 1,471キロワット

3 事実の経過

(1) 構造及び設備

Aは、平成22年2月に進水した全通二層甲板船尾船橋型の鋼製貨物船で、三層の甲板室の最上層に操舵室を配し、同室前部中央に操舵スタンド、同スタンド上面に操舵コンパス、左舷側にGPSプロッター及び2台のレーダー、レーダー後方に背もたれ付きの椅子、右舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備え、右舷前部天井に第二種船橋航海当直警報装置相当機器と認められた居眠り防止支援装置(以下「居眠り防止装置」という。)のモーションセンサーが設置されていた。

(2) 本件発生に至る経緯

Aは、船長b及びa受審人ほか3人が乗り組み、菜種かす約1,200トンを積載し、船首3.5メートル船尾4.6メートルの喫水をもって、令和4年1月12日18時45分静岡県清水港を発し、青森県八戸港に向かった。

ところで、b 船長は、船橋当直を、23時30分から03時30分まで及び11時30分から15時30分までを二等航海士が、03時30分から07時30分まで及び15時30分から19時30分までを一等航海士が、07時30分から11時30分まで及び19時30分から23時30分までを自らがそれぞれ単独で行う3直制としていた。

また、a 受審人は、12日06時30分に清水港に着岸し、荷役中に所要時間約10分のロープシフトの作業を3回行い、同港を出航した後は通常の船橋当直に就いており、入直前に約7時間の休息をとっていて、睡眠不足や疲労が蓄積した状態ではなかった。

a 受審人は、翌13日23時30分宮城県白銀埼東方沖合で昇橋

して単独の船橋当直に就き、椅子に腰を掛け、GPSプロッター及び6海里レンジでヘッドアップ表示としたレーダーをそれぞれ作動させて同沖合を北上し、翌14日01時30分陸前椿島灯台(以下「椿島灯台」という。)から184.5度(真方位、以下同じ。)7.36海里の地点で、針路を000度に定めて自動操舵とし、11.2ノットの速力(対地速力、以下同じ。)で進行した。

a 受審人は、宮城県御崎岬東方沖合に至ったところで北東方に向けて転針するつもりで続航し、01時35分少し過ぎ椿島灯台から185度6.39海里の地点に達したとき、慣れた海域で、航行の支障となる他船を見掛けなかったことから気が緩んで眠気を催したが、この程度の眠気なら、今までも我慢して船橋当直を続けることができていたので、居眠りに陥ることはないものと思い、顔を洗って眠気を払拭するなど、居眠り運航の防止措置を十分とることなく進行した。

こうして、a 受審人は、同じ姿勢を続けるうちに居眠りに陥り、 居眠り防止装置の警報が発せられないまま、転針予定地点を通過して広田埼南方の浅所に向首続航し、0 2 時 0 9 分半僅か過ぎ椿島灯台から 2 8 2.5 度 1,0 9 0 メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、同浅所に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力2の北北西風が吹き、潮侯は上げ潮の末期に当たり、視界は良好であった。

b 船長は、自室で休息中、衝撃を感じて昇橋し、乗揚の事実を知って事後の措置に当たった。

乗揚の結果、船首船底外板に亀裂を伴う凹損等を生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、宮城県大島東方沖合において、八戸港に向けて航行中、居眠り運航の防止措置が不十分で、広田埼南方の浅所に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、夜間、宮城県大島東方沖合において、単独で船橋当直に就き、八戸港に向けて航行中、慣れた海域で、航行の支障となる他船を見掛けなかったことから気が緩んで眠気を催した場合、居眠りに陥ることのないよう、顔を洗って眠気を払拭するなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。ところが、同人は、この程度の眠気なら、今までも我慢して船橋当直を続けることができていたので、居眠りに陥ることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、居眠りに陥り、転針予定地点を通過し、広田埼南方の浅所に向首進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、 同法第4条第1項第2号を適用して同人の四級海技士(航海)の業務を 1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年10月24日 仙台地方海難審判所

審判官 植 松 正